農用地区域変更申出に係る必要書類一覧

次の必要書類を各1部提出すること（サイズはA4版）

書類名	注意事項	確認欄
※ 農用地区域変更申出書	記名押印	
※ 農用地区域変更申出調査書	行政書士が代理提出する場合は記名のみ可 本人提出の場合は署名押印 できるだけ詳しく具体的に記入 してください	
土地の登記事項証明書	変更申出日より3か月以内に取得したもの	
公図	変更申出日より3か月以内に取得したもの	
位置図	縮尺10,000分の1程度 最寄りの公共施設等から申出地までの直線距離を表示	
付近状況図	申出地を中心に半径500メートルの状況を示すこと	
土地利用計画図	縮尺や方位を記入し、建設予定である施設の面積や配置、及び申出地への進入路や排水計画等の具体的な事業計画を記載した図面であること	
※ 候補地検討資料	希望する条件を満たす、申出地以外に探した農業振興地域外の土地及び農業振興地域内の宅地、雑種地、白地農地の地番、面積、利用できない理由を記載してください 親族及び自己の所有地から選定する場合は、所有地内で検討した経緯として、所有する土地全てを対象に作成してください なお、候補地は農用地区域外の土地を含めて記載してください	
※ 確約書	署名捺印	
※ 委任状	事務手続きを行政書士に委任する場合　行政書士番号を記載 土地所有者及び利用者の署名捺印	
住民票	申出者及び計画者が市外在住の場合	
法人登記事項証明書 又は約款	申出者が法人の場合 変更申出日より3か月以内に取得したもの	
※ 資材等置場の事業計画書	申出地の利用目的が資材等置場の場合	
※ 駐車場の利用計画書	申出地の利用目的が駐車場の場合	
その他	申出内容等により、上記書類以外にも関係書類の提出をお願いする場合があります	

※印の様式（又は参考様式）は、沼田市ホームページからダウンロードできます。（PDF・word・Excel形式）
「農業振興地域整備計画及び農用地区域からの除外（農振除外）手続きについて」［ページ番号1013582］

地域計画変更申出に係る必要書類一覧

農振農用地区域から除外する場合は、あらかじめ地域計画の区域から除外しておく必要があります。農用地区域変更申出書等の提出時に地域計画変更申出書も併せてご提出ください。

次の必要書類を各1部提出すること（サイズはA4版）

書　類　名	注　意　事　項	確認欄
※ 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更（除外）申出書	記名押印	
※ 地域計画変更申出調査書	行政書士が代理提出する場合は記名のみ可 本人提出の場合は署名押印 できるだけ詳しく具体的に記入 してください	
土地の登記事項証明書	変更申出日より3か月以内に取得したもの ※振除外申出と併せて手続きをする場合併用可能	
公　　図	変更申出日より3か月以内に取得したもの ※振除外申出と併せて手続きをする場合併用可能	
委　任　状	事務手続きを行政書士に委任する場合　行政書士番号を記載 土地所有者及び利用者の署名捺印	
そ　の　他	申出内容等により、上記書類以外にも関係書類の提出をお願いする場合があります	

※印の様式は、沼田市ホームページからダウンロードできます。（PDF・word・Excel形式）
「地域農業の将来の在り方「地域計画」の策定及び変更申出について」［ページ番号1015936］

注意事項

〇事前相談を必須としています。農振除外申し出の手続きを行うにあたり、要件等に適合せずに除外が困難な場合がありますので、場所・目的・計画内容等については、必ず事前に窓口にてご相談ください。
書類内容等の審査を行うにあたり、複数回のやり取りが必要となる場合がありますので、時間に余裕をもってご相談ください。
また、事前相談がない場合には受け付けいたしかねますので、その旨ご了承ください。

〇書類の修正が必要となる場合は、その都度連絡しますが、期限までに修正に応じていただけないときは、審議保留又は却下と判断される場合もありますのでご了知願います。

〇他法令の許可見込み、補助事業の該当有無について、事前に確認してください。転用許可については農業委員会事務局、開発許可については都市計画課へお問い合わせください。

〇記入については、ボールペンなどのペン類で記入してください。（鉛筆、消せるボールペンは使用不可）

お問い合わせ・提出先

沼田市役所　経済部　農林課　農業振興係
〒378-8501　沼田市下之町888番地　テラス沼田　5階
電話　0278-23-2111
※提出は、窓口までご持参ください。メール、ファクス、郵送はお受けしていません。